

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成23年10月7日付け大福保第147号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成23年9月7日付け大福保第119号により行った不存による非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成23年8月24日、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、「生活保護適用証明書の発行に係る決裁簿に被保護者の代理人又は使者が、申請した場合に申請者を被保護者と記載してよいとする法的根拠（福島区役所）」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、条例第10条第2項に基づき、本件決定を行った。

記

「『同居の親族が生活保護適用証明書の発行を口頭で福島区保健福祉センターに申請されたことは、被保護者の代理人または使者からの申請であり、法的には、被保護者自身が申請されたこととなる。』として取扱ったものであり、法的根拠は、公文書としては存在してない。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年9月9日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条第1号に基づき異議申立て（以下「本

件異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 公開請求に係る公文書を保有していない理由として、第2の2のとおり、公文書以外の方法で存在する法的根拠をもって、被保護者自身が申請されたこととなるとして取り扱ったものであるとの回答を得た。
- 2 公文書としては存在していない法的根拠であるが、公文書以外の方法で法的根拠が存在するとされた。したがって、公文書以外の方法で存在する法的根拠の公開を強く求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 生活保護適用証明書をはじめ生活保護制度に関する申請等については、当区役所の窓口において、同居の親族である異議申立人が、本人にかわり申請書類等に本人の氏名を記入し手続を行っていた。
- 2 本来であれば生活保護受給者本人が、申請等の手続を行わなければならないが、要介護状態であることから、同居の親族である異議申立人を代理人又は使者として取り扱ってきた。
- 3 当区役所としては、異議申立人を代理人又は使者として取り扱ってきたものであり、法的根拠となる公文書は保有していないため、本件決定をした。
- 4 第3の2の「公文書としては存在していない法的根拠であるが」のとおり、異議申立人自身も、公文書としては存在していないことを認めているものと考えられる。また、第3の2の公文書以外の方法で存在する法的根拠の公開を強く求めるという主張については、本件決定とは関係しない意見・要望であることから、本件決定は妥当なものと考えている。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書が存在しないとしてなされた本件決定の妥当性である。

3 生活保護適用証明書発行事務に係る運用について

- (1) 生活保護適用証明書発行事務はどのように運用されているか実施機関に確認したところ、以下のとおりであった。
- (2) 生活保護適用証明書の発行は、通常生活保護受給者本人が申請する。しかしながら、生活保護は世帯単位で実施されるものであることから、運用上、世帯主以外の同居の親族からの申請であれば、生活保護適用証明書を発行している。
- (3) また、生活保護適用証明書の発行のための専用の決裁簿があるわけではなく、センター長印を押印する書類の発行時に使用する決裁簿があり、生活保護適用証明書の発行時にはその決裁簿に記載している。

4 本件文書の存否について

- (1) 生活保護適用証明書の発行事務に関する根拠について、異議申立人は第3の2のとおり、公文書以外の方法で存在する法的根拠の公開を強く求めると主張しているのに対し、実施機関は第4の3のとおり、法的根拠となる公文書は保有していないと主張している。
- (2) 上記(1)のとおり、異議申立人は公文書以外の方法で存在する法的根拠を求めているが、条例第5条に「当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる」と規定するとおり、公開請求により求めることができるのは公文書であるため、当審査会は、その求めに応えることはできない。
- (3) その上で、当審査会において、一般的に生活保護適用証明書の発行事務に関する根拠規定の存否を確認するために、生活保護に関する指導部局である福祉局が発行した大阪市生活保護関係通知集を見分したところ、生活保護適用証明書の発行に関する事務について、昭和41年に様式を定める旨の事務連絡がなされており、また、「証明書の発行にあたっては、必ず定例決裁簿に記入し、契印の上発行するようにされたい。」との記載があったが、それ以外に運用方法に関する記載は認められなかった。

また、当審査会が福祉局に、大阪市生活保護関係通知集以外に生活保護適用証明書の発行に関する規定が存在するか確認したところ、存在しないとのことであった。

- (4) 以上から、本件文書が存在しないとする実施機関の説明に、特段、不自然不合理な点は認められない。したがって、本件決定は妥当である。

5 答申に至る手続について

異議申立人から、意見書の提出を希望する旨の申出書の提出があったが、期限までに提出がなされなかったため、当審査会として、条例第25条ただし書に基づき、平成24年8月10日付け大情審第60号及び平成24年9月10日付け大情審第68号により

相当の期間を定めて意見書の提出を求めた。

しかしながら、提出期限を延長する旨の希望などの応答もなく、意見書の提出がなされなかったため、意見書の提出を待たずに答申に至った。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上英昭、委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 西村枝美

(参考) 答申に至る経過

平成23年度諮問受理第40号

年 月 日	経 過
平成23年10月7日	諮問
平成23年11月9日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成24年7月27日	審議（論点整理）及び実施機関理由説明
平成24年9月7日	審議（論点整理）
平成24年9月21日	審議（答申案）
平成24年11月9日	審議（答申案）
平成24年12月3日	答申